

プロセスで理解する企業と刑事事件

～近年の事例を題材として～

監査実務研究会 2023年10月31日

東京北辰法律事務所

弁護士 市川 加代子

本発表の「プロセス」の意味

- 1 不正を生み出すプロセス**
- 2 刑事手続のプロセス（捜査手法）**

目次

I 序論 刑事事件 概念の確認

II 事例

1 SMBC日興証券 相場操縦事件

2 東京五輪 贈賄事件

3 大川原化工機 起訴取り消し事件

4 三菱日立パワーシステムズ 外国公務員贈賄事件

III 刑事事件に対処する際に持つべき視点

I 刑事事件 概念の確認

【強制捜査と任意捜査】

強制捜査とは、個人の意思を制圧し、身体・住居・財産等に制約を加え、強制的に捜査目的を実現するような特別な根拠規定がなければ許容することが相当でない手段をいう。

具体例：逮捕、勾留、搜索差押、通信傍受 ※有形力の行使を伴うかどうかが基準ではない。

任意捜査とは、強制捜査以外を指すが、任意捜査であれば何をやっても許されるわけではなく、必要性緊急性等も考慮した相当性が求められる。

具体例：取り調べ（事情聴取）

【刑事手続の流れ（起訴まで）】

逮捕（48時間）→検察官送致→勾留請求（24時間）→勾留（10日）→勾留延長（10日）→起訴

起訴前は最大23日間、弁護士の立ち会いなく、自分の資料やPCを確認することもできず、事実について詳細に聞かれ、調書にサインを求められる。捜査機関がどのような証拠を持っているのか不明なことが多い。cfダンボール箱

I 刑事事件 概念の確認

【検察官の権限】

独任制の官庁 →実態は？

【検察官の終局処分の種類】

起訴 — 公判請求
 └ 略式

不起訴 — 訴訟条件を欠く場合
 └ 犯罪とならない場合
 └ 嫌疑がない場合
 └ 嫌疑不十分な場合
 └ 起訴猶予

※犯則調査手続とは、行政機関のうち犯則調査部門を有する機関による調査。刑事手続と連携し、強制力と手続保障は強い。例：租税分野・独禁法・金商法分野 ⇔行政調査：所管部局による調査。行政目的のみに利用し、強制力と手続保障は弱い。

I 刑事事件 概念の確認

【企業を捜査するプロセス】

- 1 捜査の端緒（被害申告、告訴、告発、他事件の証拠）
↓
- 2 半年から1年かけて警察・検察内部での内偵捜査
↓
- 3 会社に対し、証拠物の任意提出の要請【物】
↓
- 4 関係者への任意の事情聴取【人・被疑者に遠い人物から】
↓
- 5 強制捜査（搜索・差押え→被疑者逮捕）【物→人】

※比較

事件発生→逃亡した犯人逮捕→犯人の自宅や会社の搜索・差押え

Ⅱ 1 SMBC日興証券 相場操縦事件

【事案】

2019年12月15日から2021年4月8日までの10銘柄のブロックオファー取引（以下「BO取引」という。）の各過程で、当該BO取引での売買とは別に市場でSMBC日興証券が自ら買い取った**自己勘定取引**が、BO取引において売買価額の基準となる同取引当日の終値等が前日の終値に比して大幅に下落することを回避し、その株価を特定の価格に維持しようと企て、株式の「**相場を安定させる目的をもって**」（金商法159条3項）行われたものであり、金融商品取引法に違反する安定操作取引（相場操縦の一類型）に当たるとされた事案。

【金融商品取引法159条3項 安定操作取引】

3 何人も、政令で定めるところに違反して、取引所金融商品市場における上場金融商品等又は店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の**相場をくぎ付けし、固定し、又は安定させる目的をもって**、一連の有価証券売買等又はその申込み、委託等若しくは受託等をしてはならない。

【金融商品取引法施行令（安定操作取引をすることができる場合）】

第二十条 安定操作取引（法第百五十九条第三項に規定する目的をもってする一連の有価証券売買等（同条第二項に規定する有価証券売買等をいう。以下この項において同じ。）をいう。以下同じ。）又はその申込み、委託等（法第四十四条第一号に規定する委託等をいう。第三項及び次条において同じ。）若しくは受託等（媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）又は代理の申込みを受けることをいう。次条において同じ。）は、有価証券の募集（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この条から第二十二條までにおいて同じ。）若しくは特定投資家向け取得勧誘（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この条から第二十二條までにおいて同じ。）又は有価証券の売出し（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この条から第二十二條までにおいて同じ。）若しくは特定投資家向け売付け勧誘等（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この条から第二十二條までにおいて同じ。）を容易にするために取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場において一連の有価証券売買等を行う場合でなければ、してはならない。

II 1 SMBC日興証券 相場操縦事件

【ブロックオファー取引とは】

取引所が閉まっている時間帯に証券会社が大株主からまとめて株を安く買い取り、幅広い投資家に転売する取引。売買価格は取引日の市場価格を基準に決め、投資家には一定の値引きをして売却する。大株主は一度に大量の株を大きく値崩れすることなく処分でき、投資家は市場価格より割安に株を入手できる。証券会社も差益を得る。大きく値下がりの場合は大株主側から取引が中止されることもある。SMBC日興証券における呼称。



【BO取引メリット】

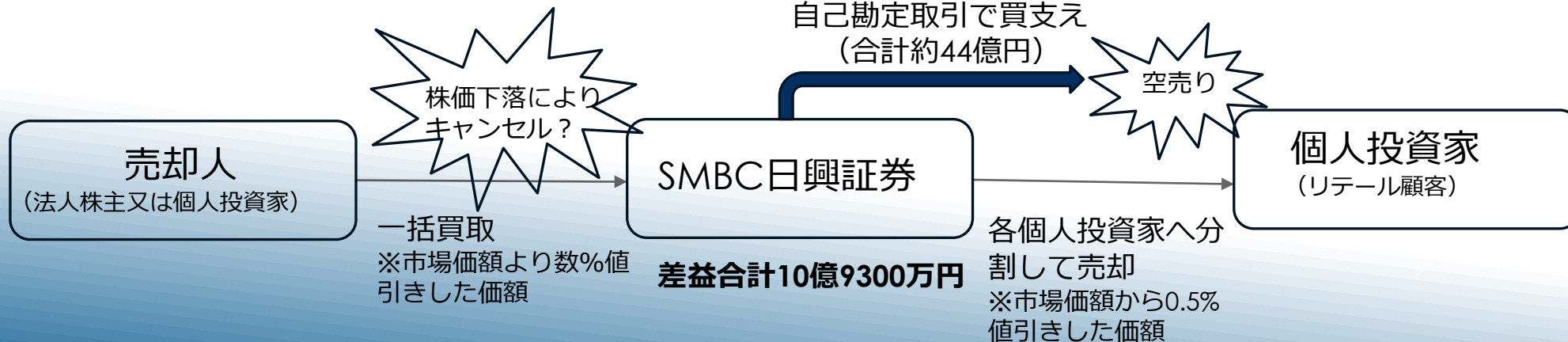
- ①発行会社に近い売却人にとっては、政策的株式保有を解消する手段として有用で、流通株式比率を上げられる、発行会社の事務負担が軽いといった利点があった。
- ③買い受ける個人投資家にとっても、取引日の終値から一定の割り引きがされる、売買委託手数料がかからないといった利点があった。
- ④SMBC日興証券にとっても、買取金額を市場価額よりも割り引きし、個人投資家への売却価額との差益を生じるように双方の価額を設定し、差益収入を得ていた。

II 1 SMBC日興証券 相場操縦事件

【BO取引一連の推移（概要）】

- ①売却人から株売却希望を得る。
- ②取引日の終値が一定額以下の場合にはキャンセルとなる条件等で売却人と契約。執行日を決める。
- ③取引日1～3日前に各個人投資家に勧誘。取引日の終値を基準に0.5%割引した価額。
- ④情報を入手した個人投資家がより低額で購入可能とするよう他社での空売り等を行い、株価下落。
- ⑤株価の大幅下落により売却人からの売却がキャンセルになる可能性。
- ⑥執行当日にSMBC日興証券が買い支えることにより、株価下落を防ぐ。（自己勘定取引）

例：前日終値より値下がっていたが14時57分から15時までの間にSMBC日興証券が10万株買い注文を出し、価格を安定させる。（前日終値7030円→6600円に下落→買い支えて終値6620円）



II 1 SMBC日興証券 相場操縦事件

【BO取引を開始した経緯】

BO開始前に上場会社の大口株主の株式売却ニーズに応える手段としては3つあった

①有価証券の売り出し（売却人情報公開）、②立会外分売（売却人情報公開）③BT取引（売却人情報非公開）

③は、株式を証券会社が相対でまとめて買取、これを直ちに機関投資家等に売却する取引手法。

→③の売り先を個人投資家にしたのがBO取引

BO取引開始前の社内検討では**コンプライアンス統括部担当者も出席**して会議がなされ、**エクイティ部作成**の「新商品・新規業務チェックシート」を用いて法令遵守のために対応すべき新しい課題や本業務・商品の品質について法令諸原則、顧客保護等の観点から新たに対応すべき論点等の社内検討が行われた。この時点で個人投資家の空売りによる株価下落の可能性が指摘されていた。なお、結果としてBO取引は新商品ではないという整理がなされた。

【BO取引に伴う自己勘定取引の実績】※

2012年度	3件（収益39億円）	2017年度	38件（収益342億円）
2013年度	23件（収益167億円）	2018年度	66件（収益504億円）
2014年度	12件（収益59億円）	2019年度	75件（収益480億円）
2015年度	22件（収益131億円）	2020年度	60件（収益366億円）
2016年度	30件（収益167億円）	2021年度	10件（収益104億円）

※BO取引の一種であるワンデーオファー取引含む。

ワンデーオファーとは、通常のBO取引と異なり、事前のニーズ調査を行わず、執行日当日の大引け後に個人投資家を勧誘し、受注を受けることをいう。

Ⅱ 1 SMBC日興証券 相場操縦事件

【時系列】 ※SMBC日興証券調査委員会作成の調査報告書を基に作成

- 2012.1 BO取引のスキームの検討開始
 - 1.31 「ブロックオファーに関して」と題する会議
 - 6 BO取引開始
- 2013.8.28 ブロックオファーに係る評価と改善（PDCA）の検討会（第1回）
- 11.6 同検討会（第2回）※空売り対策については持ち帰り検討とされた。その後検討会は開催されず。
- 2018～ 空売りによる株価下落が大きくなる
- 2019.2まで コンプライアンス統括部等において空売状況の調査（改善策の実施はない。）
- 2019.12.25～2021.4.8 対象となる10銘柄のブロックオファー取引
- 2020.8.21頃 エクイティプロダクトソリューション課の朝会で問題提起「【アイディア募集】BO株価下落について」メール送信→返信をとりまとめ
 - 日付不明 **SESCによる一般検査開始**（面談・質問票・整理票による検査→取締役会・経営会議において**案件外報告**）
監査部によるエクイティトレーディング業務監査実施
SESC犯則調査としての搜索・役職員への事情聴取
- 2022.3.4 東京地検が金商法違反の疑いでSMBC日興証券職員4名を**逮捕**/外部の調査委員会設置
- 3.23 SESCが金商法違反の犯則嫌疑でSMBC日興証券及び同社役職員7名を東京地検に告発
- 24 東京地検が法人及び役職員5名を**起訴**・新たに副社長**逮捕**
- 4.12 SESCが副社長含む役職員4名を東京地検に告発
- 4.13 東京地検が法人及び役職員2名を**起訴**
- 10.7 金融庁からSMBC日興証券及びSMBCFGに対し業務停止命令・業務改善命令 報告徴求命令
- 2023.2.13 法人及びエクイティ元本部副本部長につき東京地裁判決（その他は現在も公判中）

II 1 SMBC日興証券 相場操縦事件

【SMBC日興証券】

統括責任者・副社長 ①佐藤氏

エクイティ本部

元専務執行役員本部長②ヒル氏（2 銘柄）

元執行役員元副本部長 杉野氏

同 ③アヴァキャンツ氏（1 銘柄）



Lineや電話で報告

<エクイティ部>

元部長 ④山田氏（10 銘柄）



情報共有

<営業部門（エクイティ・プロダクト・ソリューション部）>

元部長 ⑤岡崎氏

情報共有 報告

※①~⑤は「安定操作」に当たらない
と無罪主張。杉野被告と会社は有罪判決
cf「OK」の意味

売買管理部売買審査課

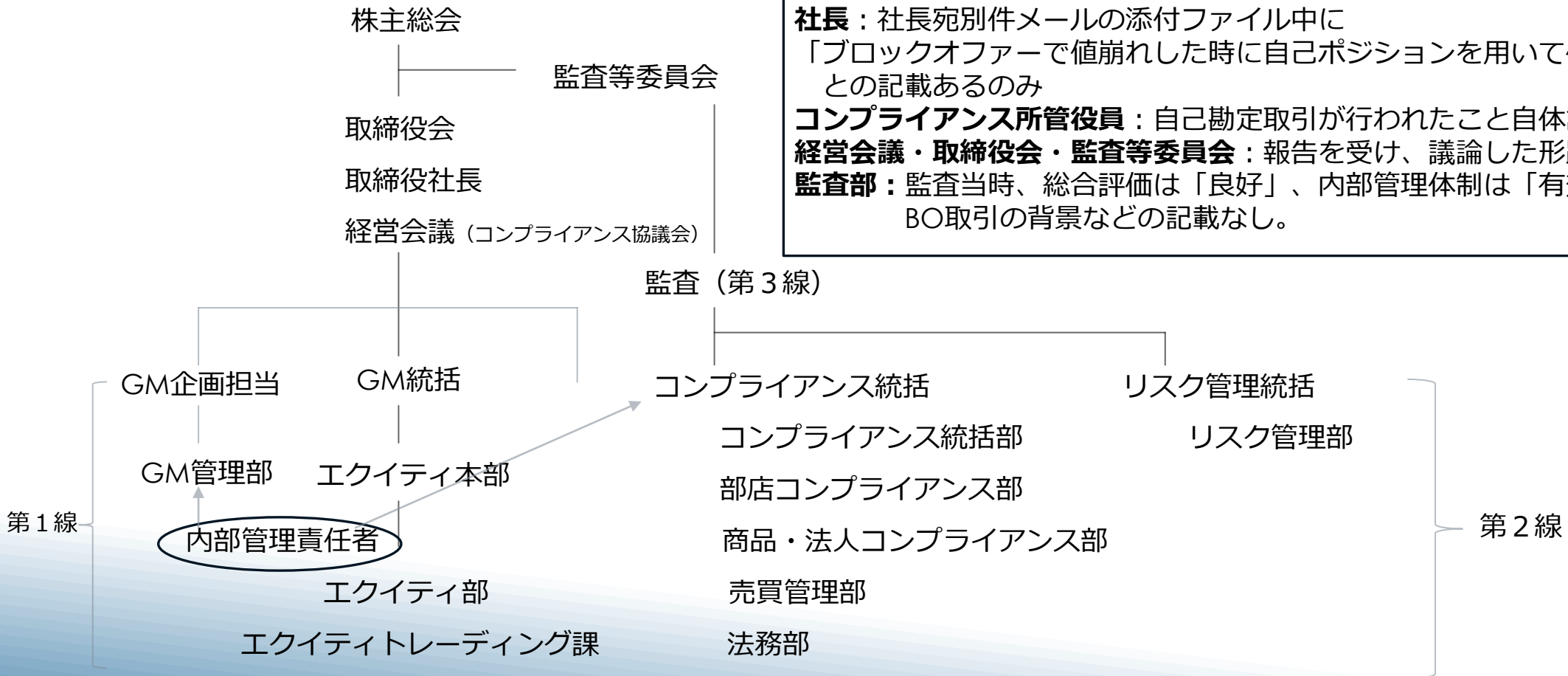
審査

II 1 SMBC日興証券 相場操縦事件

【SMBC日興証券組織（一部抜粋）】

自己勘定取引に対する認識

社長：社長宛別件メールの添付ファイル中に「ブロックオファーで値崩れした時に自己ポジションを用いて価格をサポート」との記載あるのみ
コンプライアンス所管役員：自己勘定取引が行われたこと自体認識しておらず
経営会議・取締役会・監査等委員会：報告を受け、議論した形跡なし
監査部：監査当時、総合評価は「良好」、内部管理体制は「有効に機能」BO取引の背景などの記載なし。



II 1 SMBC日興証券 相場操縦事件

【適用法令】 金融商品取引法159条3項 施行令20条

【判決】 令和5年2月13日宣告

令和4年特（わ）第553号、773号金融商品取引法違反被告事件

会社に罰金7億円

追徴金44億7114万2420円

副本部長1名につき懲役1年6か月 執行猶予3年

【特記事項】 上記会社及び副本部長1名（10件中1件関与）のみ有罪判決
その他役職員は、現在も公判中。

【影響】

- ・ 430億円の減収（2022.1～2022.12期連結純営業収益）
←機関投資家が株や債券の発注を断念
- ・ 東証より過剰金3億円、自己勘定による有価証券取引2023.1.16～20の5日間停止
（過去最大金額、過去最大の取引停止期間）
- ・ 大阪証券取引所からも戒告処分
- ・ 中国での証券会社設立を断念（当局からの許認可がおりない見込み）
- ・ 社長が半年間無給の末、辞任

Ⅱ 1 SMBC日興証券 相場操縦事件

【本自己勘定取引の目的、その他自己勘定取引に係る関係者の言動等】

- ・ 調査報告書では多くが（略）と記載されている。

→調査報告書の機能と限界

【以下のような報道有】

- ・ 2019.12 本件スキームを山田部長が実行
- ・ 2020.3副社長が着任。その際山田部長よりスキーム全体の説明を受けた（録音）。
- ・ 個別案件についてメールで了承していた（メール）。
- ・ 取引終了間際の大量の買い注文について、社内自動検知システムでアラームが鳴っており、山田部長にその旨伝達され、副社長も報告していたが、是正されず、事実上放置した。

II 1 SMBC日興証券 相場操縦事件

【判決内容一部抜粋】 ※SMBC日興証券及び杉野元副本部長のみ（その他役職員は公判中）

「更に被告会社の刑責についてみると、複数の幹部が率先して本件各犯行に及び、その間、**コンプライアンス担当者らにおいて、違法の可能性に気付き、これを是正する契機も複数あった**と認められるにもかかわらず、**適切な対応が取られることなく放置され**、また、**株式売買等の取引の監視・審査等を担うべき部署も事実上機能不全**にあったとみられること等からすれば、被告会社において、違法行為を監視・防止する機能はまさに形骸化していたというほかはなく、幹部による違法行為を容易に許した社内の風土にも根深い問題の素地があったと窺える点等も併せ、監督過失の程度は大きいというべきである。（略）

他方で、被告会社においては、**調査委員会を設置して本件の原因を分析し、株式売買等の取引監視体制を整備するなど、経営管理態勢や内部管理態勢の強化、コンプライアンスを重視する健全な組織文化の醸成**といった観点を柱に、再発防止に向けた種々の具体的な取組が現に進められているところであり、被告会社の代表者は、**自身の報酬を半年間無給**とする処分を自らに科した上、法廷においても、**真摯に反省と謝罪の言葉を述べるとともに**、被告会社の再起に必要な業務改善や社内改革を必ずや自らの手で成し遂げる旨の強い決意を表している。また、自業自得とはいえ、被告会社は、本件により社会的信用を大きく損ね、経済的にも多額の損失を被るなど、一定の社会的制裁を受けており、さらに、金融庁からは業務停止命令等の行政処分を受け、J証券取引所からは3億円の過怠金を科されている。」

Ⅱ 1 SMBC日興証券 相場操縦事件

【原因分析】 ※①から④の太字項目は調査報告書P135より抜粋

“ ① 証券業務全体の中での潜在的リスクに見合った自己規律及び態勢整備の不足”

自己勘定取引に係る業務指針の不備、自己勘定取引の担当部署における規律の不足・審査の不足

“② 社内全般にわたる規範意識の希薄性”

現場・経営レベルいずれにおいても法規範を直視した真摯な法的検討がなされず、規範意識が希薄

“ ③ ガバナンス態勢全般の機能不全”

売買管理部人材配置の不備、コンプライアンス関連部門全般の牽制機能が脆弱、横断的にビジネスを俯瞰しリスク管理を行う体制や主体の不存在、取締役会へのレポートラインの目詰まり、内部監査部門の監査機能の不十分性（内部監査項目として取り上げるよう提案があったが監査対象にしていなかった。）。

“④ 人事政策におけるコンプライアンスの位置づけの弱さ”

営業成績重視で、コンプライアンス面での貢献を人事考課上の明示的な加点要素とする仕組みが不十分。

コンプライアンスの観点からの人事評価が機能していなかった可能性→利益を上げている者に積極的に異論唱えにくい

Ⅱ 1 SMBC日興証券 相場操縦事件

【再発防止策】 ※①から⑤の太字項目は調査報告書 p 146より抜粋

“① 自己勘定取引の在り方を含む業務運営の見直し・総点検”

→みずほ証券の元エクイティ部長の登用やその他リスク管理要員を外部から登用

“② 全社的な規範意識の向上と人事政策の改善”

“③ 経営陣の明確なコミットメントと任務遂行”

“④ コンプライアンス態勢の強化”

→コンプライアンス関連 50人程度増員

→大量の売買注文に対応するシステムに投資

“⑤ 不正の芽を早期発見し、迅速に対処し、業務改善につなげるサイクルの定着”

II 1 SMBC日興証券 相場操縦事件

【本件について小括】

1 金融商品取引法の目的に立ち戻る cfプリンシプルベース

1条 取引の公正さ 取引価額の公正さ

空売りに対抗するため、実質的な取引価額の公正さを図ったともいえなくもないが・・・
法が証券市場における公正な価額形成機能・相場の自然な需給に人為的作為を加えて歪めることを固く禁じていることからすれば、巨額資金を投じる買い支えが人為的でないといえるのかやはり疑問が生じ得る。

2 既存取引スキーム全体の再確認

すでに実施されている取引スキーム全体についてのチェックが必要であったが、BO取引とは切り離された自己勘定取引のチェックのみにとどまっていた。社内マニュアルや東証のチェック項目を使用しているのチェックはしており、それに該当しないから違法ではないとの認識となってしまう、そもそものチェック項目自体の適切さには思い至らず。

II 1 SMBC日興証券 相場操縦事件

【不正なプロセスについて】

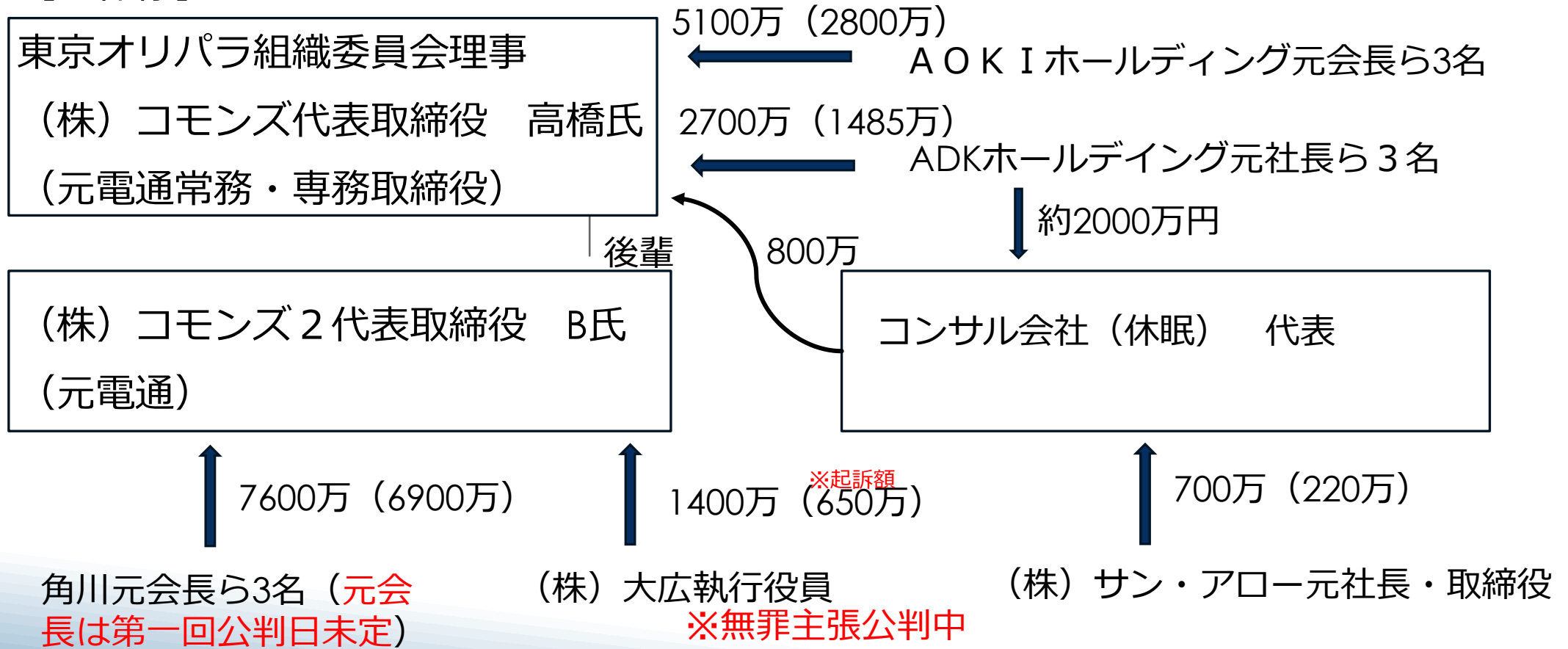
- 1 スキーム導入時にリテール顧客による空売り等で株価下落が生じた場合に買い支えまでしてよいのか結論を出さずに既成事実化してしまい規模も拡大していった。（入口）
- 2 コンプライアンス統括も自己勘定取引までを含めたスキーム全体を検討対象とすることができず、潜在的リスクとして想定できなかった。
- 3 売買管理部の売買審査基準や監査部の監査対象の適正化が図れなかった。
- 4 利益を上げている既存スキームに対して異を唱えることが難しくSESCの調査まで誰も止められなかった。（出口）

【捜査のプロセスについて】

- 1 弁論分離して先に会社と杉野氏の供述をもとに有罪判決を出すことの意味
- 2 余罪について
- 3 SESCについて

Ⅱ 2 東京五輪 贈賄事件

【全体像】



※ () 内の金額は起訴額又は関連事件での判決認定分

Ⅱ 2 東京五輪 贈賄事件 (KADOKAWA)

【事案の概要】

(株) KADOKAWAの会長、専務取締役、職員が東京五輪大会スポンサーに選ばれることなどを高橋元理事に依頼し、その見返りとして2019～21年に計約6900万円の賄賂を元理事側に支払ったとして贈賄罪で起訴された事案。

【適用法令】 刑法 198条 (贈賄罪)

刑法 198条 第九十七条から第九十七条の四までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、3年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処する。

【判決】 令和5年10月10日宣告

角川元専務芳原氏に懲役2年 執行猶予4年

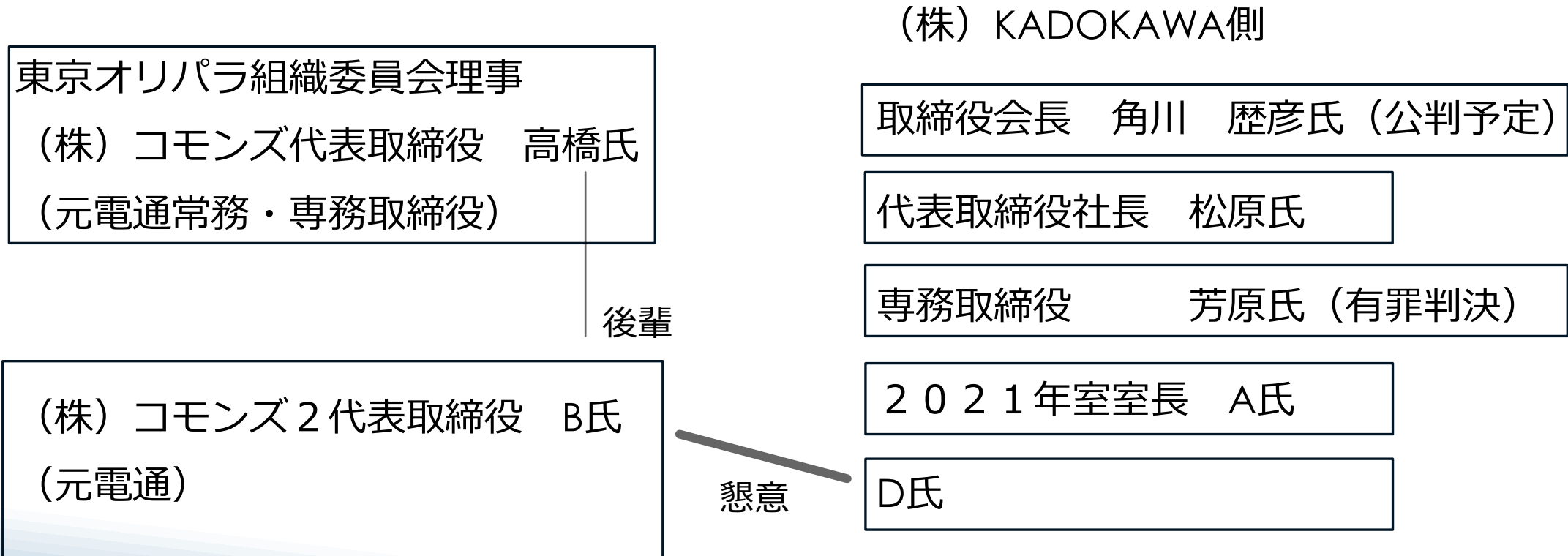
令和5年6月15日宣告

2021年室長に懲役2年 執行猶予3年

【特記事項】 角川元会長は否認しており、今後公判予定。

Ⅱ 2 東京五輪 贈賄事件 (KADOKAWA)

【人物関係図】



Ⅱ 2 東京五輪 贈賄事件 (KADOKAWA)

【時系列】 ※KADOKAWAガバナンス検証委員会作成の調査報告書を基に作成

2014.2.13 角川D氏からの仲介により、2021年室長のA氏らがコモンズ2代表取締役B氏と面談

2016.3.31 角川関係者ら高橋元理事と面談。

6.16 週刊文春で五輪招致委員会からコモンズに対し多額のコンサル料の支払いがなされている旨の記事掲載。A氏D氏も認識。

10.5 角川及び他一社が5億円予算のうち4億円を公式スポンサーフィーに、残り1億円をコモンズ2へコンサルタントフィーとして支払うという高橋氏の提案をB氏から伝達される（面談議事録の記載より）。

10.25 コモンズ側から角川に対し公式スポンサー早期公表などの角川側の要望も踏まえた具体的な提案が再度なされる。

10.26 芳原氏が専務会で報告し、承認？←記録なし

11.16 角川側からコモンズ2 B氏に対し、提案を受ける旨伝える。

11.28 知財法務部長へコモンズ2との間のコンサルタント契約を作成する作業を相談。

12.7 知財法務部員が知財法務部長へコモンズ2の会社調査を提案するも、知財法務部長は消極反応で結局実施せず。

12.15 角川が公式に出版スポンサー（Tier3）へ立候補

12.20 知財法務部員（社内弁護士含む）が顧問弁護士に賄賂に当たるのではないかと相談。→事実経過を調査する必要あり

12.22 知財法務部員が室長A氏らに事実経過をヒアリング。→賄賂に当たる可能性を明確に指摘。

2017.1.19 知財法務部員からA氏らに対し「客観的に見ると限りなくグレー」、「非常に危険」、「相当懸念している。」と指摘。

1.20 A氏らが高橋氏らと面談。前倒し公表などの角川の要望を伝える。

2.21 知財法務部員（社内弁護士）が文書を作成し、知財法務部内に贈賄リスクについて情報共有。

2.22 知財法務部員から知財法務部長に対し危険性指摘するも消極姿勢。→「アプローチの仕方があるんじゃないかという話」

2.23 知財法務部長同席で顧問弁護士へ相談。リスクの指摘受けるも話かみ合わず。

～以後、2018夏に当該コンサルタント契約書チェックの依頼があるまで知財法務部メンバーは本件に関与させられていない～

Ⅱ 2 東京五輪 贈賄事件 (KADOKAWA)

松原社長



芳原氏 2016.10.5頃 (高橋理事との面談後)



角川歴彦会長

想定していなかったコンサルタントフィーを要求された。高橋氏は準公務員であり、そこにお金が渡り、我々も知っていたとなると違法となる。リスクはあるが、法務と相談して、気をつけてやっていく。(芳原氏の供述。ただし、松原氏は否定。)

(リスクについて) そうならないための確証を得るための何等かの形をしたいと言うと「そんなの当たり前だろ」(ちゃんと法務でやればと思っただらしく)「前倒して早く公表したい。」あれやりたい、これやりたいと喜んでいて。松原社長の反応とはトーンが違っていた。コンサルフィーについて「世の中そんなもんだろ。」(芳原氏のみ供述。元会長は否認か)

Ⅱ 2 東京五輪 贈賄事件 (KADOKAWA)

【時系列】

- 2018.5** 共同でスポンサーとしてコモンズ2に合計1億円を支払う予定であったもう一社がスポンサーから撤退。
- 8.15 コモンズ2側の顧問弁護士からコンサル契約締結に問題ないとの回答あり
- 2019.4.10 角川と組織委員会間スポンサー契約締結 (2.8億)
- 6.17 角川とコモンズ2間コンサル契約締結 (期間2019.5.1~2020.12末。金額記載無)
- ※社内規程に従わない簡易な稟議決裁。さらに後になって稟議申請書の内容も一部削除。
2019.7~合計7665万円が分割して支払われた。
- 2020.3.4 コンサル契約の成果物 (実績) 発注→用途決まっておらず配布せず「形式的な成果物」、「何かあった時の非常用の物の為」
- 2021.7~9 東京オリンピック・パラリンピック開催
- 2021.12末 2021年室閉室
- 2022.9.14 角川元会長逮捕
- 9.27 芳原氏、元室長A氏を贈賄罪で起訴
- 10.4 元会長起訴
2023. 4.27 元会長保釈 (4度目の保釈請求 7か月もの間勾留)
- 6.15 2021年室長につき懲役2年執行猶予3年の判決
- 10.10 芳原氏につき懲役2年執行猶予4年の判決

Ⅱ 2 東京五輪 贈賄事件 (KADOKAWA)

【改善策】 ※調査報告書（頁ないし頁）から項目を抜粋

第1 上席者の意向に過度に忖度する企業風土に関する改善

- 1 個人依存企業から整備された企業組織へ
- 2 具体的改善策
 - (1) 規程の明確化
 - (2) 正当な権限者が権限を持つ
 - (3) 特定者に対する忖度の根絶
 - (4) 人事制度の見直し
 - (5) 取締役会の監督機能への信頼の獲得
 - (6) 監査部門の監査体制強化

第2 意思決定に係る内部統制の改善

- 1 意思決定の内部統制の重要性認識
- 2 根拠のない会議体の欠陥と排除

第3 取締役会等の役割の再構築・改革・信頼の獲得

- 1 取締役会が最後の監督者であるという社内からの信頼の回復
- 2 最終監督者としての取締役会の機能充実
 - (1) 取締役会の職務、取締役の職務の再認識
 - (2) 違法行為に関する情報の入手ルート、報告義務の構築
 - (3) 取締役会実効性評価の仕組みの改善
 - (4) 執行と監督の区分の明確化

第4 法令遵守意識の醸成

- 1 企業理念の明確化
- 2 法令遵守の内容の明確化
- 3 研修の方法
- 4 適法性チェックシステムの構築
- 5 内部通報制度等の周知・促進
- 6 コンプライアンス委員会の機能充実の工夫

第5 牽制機能の構築

- 1 組織構築の考え方の整理と改善
- 2 法務部門の役割の明確化と徹底
- 3 報告ルールの徹底
- 4 監査室・内部監査部門の整備
- 5 決済手続の確認整備

Ⅱ 2 東京五輪 贈賄事件 (KADOKAWA)

【本件についての小括】

1 意思決定権限の不明瞭さ

専務会の位置付け・トップ案件の危険性

創業家経営者の鶴の一声で結論が決まるとリスク管理が通常より甘くなる

→**聖域・例外を作らず、フローを貫徹する必要**

→**フロー自体の適切さの検証**

2 法務部門の体制不備・軽視

知財法務部とは別に内部統制部があり、双方の位置づけが不明瞭

知財法務が人事総務ラインではなく経営企画ラインに位置付けられている

そもそも法務に案件を知らせるタイミングが遅い上に、結論ありきで法務が後手後手にならざるを得ない状況。

→**手当できないリスクは存在する・リスク案件を誰が止めるのか**

案件を止め得る前提としての情報共有はどのように行うのか

3 予算は抑えたい →そこに付け込む提案 リスクが生じやすい場面

4 「チャレンジ」を社訓とする場合、それと同等の重みで実効性ある案件停止機能も必要

Ⅱ 3 大川原化工機 起訴取り消し事件

【事案の概要】

大川原化工機の代表取締役ら 3 名が中国に対して兵器転用可能な噴霧器を輸出したとして、外国為替及び外国貿易法 4 8 条 1 項違反の事実で起訴されたが、起訴取り消しにより公訴棄却された事件。

【関係法令】 外国為替及び外国貿易法 4 8 条 1 項

輸出貿易管理令 1 条 1 項別表第一・三の二（二）

第四十八条 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出をしようとする者は、政令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

【人物関係】

大川原化工機 代表取締役社長○氏

常務取締役S氏 海外営業担当役員 ※経済産業省に省令改正時協力

相談役A氏 当該噴霧乾燥機設計者 ※勾留中に進行胃がんにより死去

Ⅱ 3 大川原化工機 起訴取り消し事件

【噴霧乾燥機（スプレードライヤー）とは】

液体を乾燥し粉体にする装置。液体を細かい霧状に噴霧し、熱風と効率よく接触させることで水分を蒸発させ、乾燥製品にするもの。牛乳を噴霧すれば粉ミルクに、コーヒーを噴霧すればインスタントコーヒーなどさまざまな液体を粉にすることが可能。食品、医薬品、セラミックス、化成品などに応用されている。

【争点】大川原社が輸出した噴霧乾燥機が外為法による輸出規制の対象となる「定置した状態で滅菌又は殺菌することができる」という要件に該当するか（該当した場合には、噴霧乾燥機を生物兵器製造装置に転用することができ、輸出規制の対象となる。）。

検察側→噴霧乾燥機を空焚きにして装置内部の温度が110度まで上昇すること、さらに大腸菌のO157は50度の温度を9時間保てば死滅することから「殺菌することができる」に該当する。

弁護側→噴霧乾燥機を空焚きしても90度に満たない箇所があること、また、粉体化した大腸菌は外部温度が50度・9時間の加熱処理をしても死滅せず、「定置した状態で滅菌又は殺菌することができる」には該当しない。

Ⅱ 3 大川原化工機 起訴取り消し事件

【時系列】 ※国家賠償請求事件の訴状・答弁書、日弁連HPを基に作成

- 2013.10 貨物等省令改正
- 2016.6.2 大川原社は汎用機である噴霧乾燥機（RL-5）を中国に輸出
- 2017.5～ 警視庁公安部が捜査に着手
任意捜査(同業他社、研究者による実験、経産省照会)
- 2018.2.21 大川原社は汎用機である噴霧乾燥機（L-8i）を韓国に輸出
- 10.3 警視庁公安部はRL-5の輸出に関し会社・自宅を搜索差押**
～逮捕までの間、代表取締役〇氏39回、常務取締役S氏35回、相談役A氏18回、その他関係者47名任意取り調べ（合計263回）～
- 2019.8.8 警視庁公安部はL-8iの輸出に関し再度搜索差押を実施**
- 2020.3.11 大川原代表取締役・常務取締役、相談役（RL-5の輸出）の事実で3名逮捕**
 - 3.31 外国為替及び外国貿易法違反の事実で起訴（RL-5の輸出）
 - 5.26 警視庁公安部は外国為替及び外国貿易法違反（L-8iの輸出）の事実で3名を再逮捕**
 - 6.15 外国為替及び外国貿易法違反の事実で追起訴（L-8iの輸出）
 - 11.5 相談役A氏進行性胃がんの手術のため勾留執行停止
- 2021.1.29 代表取締役・常務取締役2名につき保釈許可決定（保釈請求6回目）※身体拘束期間
 - 2.7 相談役A氏死去
 - 7.30 起訴取り消し（公安部と経産省とのやり取りの記録の証拠開示を求められ）
 - 7.31 第一回公判期日
 - 8.2 東京地裁が公訴棄却を決定
 - 9.8 会社及び大川原社長ら国家賠償請求訴訟を提起
- 2023.12.27 国家賠償請求事件判決予定

Ⅱ 3 大川原化工機 起訴取り消し事件

【本件についての小括】

- ・ 外部に告発するくらい疑問を頂く捜査官がいたにもかかわらず、捜査が途中で止まらなかった

理由①**結論ありきの現場軽視。トップへの忖度。**

現場の捜査員「事件がつぶれて責任取れるのか。警視総監までいっている話」

(元係長は発言を否定)

→**案件を止めるのは誰なのか。警察組織にも会社と同じことが言えないか。**

理由②**提出する根拠資料自体の操作**

- ・ **教授の聴取結果報告書・教授「自分の意見としてそのような意見を言った事実はない」**
 - ・ **上記調査報告書を添付資料とした照会書に対し経産省は要件に該当する旨回答**
 - ・ **裁判所の搜索差押令状発付**
 - ・ **検察官に不利な捜査メモは示さず・検察官と経産省を直接接触させないよう働きかけ**
 - ・ 訴訟では、公安部長から経済産業省幹部への働きかけがあり経産省の態度が警視庁へ迎合的になったとの証言も。
 - ・ 昨今の経済安保情勢を踏まえ警視庁公安部は摘発実績を上げたかった？
- 防衛白書への記載・元係長は警視に昇格との報道

II 4 三菱日立パワーシステムズ 外国公務員贈賄事件

【協議合意制度（日本版司法取引） 適用事例】

協議合意制度とは、被疑者・被告人が、共犯者等の他人の特定の犯罪について一定の協力をすることと引き換えに、検察官が裁量の範囲内で、処分や訴追に関する恩恵を与えることを両者が合意する制度（刑事訴訟法第350条の2以下）。2018年に導入。

ex被疑者が、共犯者等他人の刑事事件の解明に資する供述をし、証拠を提出するなどの協力行為を行い、検察官が、その協力行為の見返りに、被疑者に有利に考慮して、これを不起訴にしたり、軽い罪で起訴したり、軽い求刑をするなどを内容とする合意がなされる。

【これまでの適用事例 3件】

① タイでの火力発電所建設事業をめぐる不正競争防止法違反事件

三菱日立パワーシステムズ（現三菱パワー）の取締役が執行役員らと共謀して、タイの現地高官に約3900万相当の現地通貨を渡したとされる事案（外国公務員への贈賄）

② 日産自動車のゴーン元会長の報酬をめぐる金融商品取引法違反

日産ゴーン元会長と元代表取締役が共謀して、報酬額を有価証券報告書に約50億円過少に記載したとされる事案

③ アパレル会社（GLANDHAND）の元社長らの業務上横領事件

2017~2019年、アパレル会社元社長が、実行役である男性（司法取引当事者）と共謀して売上金約3300万円を横領したとされる事案

Ⅱ 4 三菱日立パワーシステムズ 外国公務員贈賄事件

【時系列】

2015年3月、MHPS関係者による**内部告発**を受けた社内調査により発覚

同年6月 **MHPSは同年6月に東京地検へ自主的に情報を提供**

2016年5月 日本版司法取引制度を盛り込んだ改正刑事訴訟法が国会で可決・成立。

2018年6月 日本版司法取引制度導入。

MHPSが社員の不正を認めて捜査に全面的に協力する代わりに、東京地検が法人としてのMHPSを不正競争防止法違反で起訴しないことで両者が合意。

同年7月 東京地検がMHPSを不起訴（起訴猶予）。

元取締役を含む会社幹部3人は在宅起訴。

【元取締役に対する判決】

二審判決 元取締役はほう助犯にとどまる 罰金250万円

一審及び最高裁 元取締役に共謀共同正犯成立 懲役1年6月

執行猶予4年

II 4 三菱日立パワーシステムズ 外国公務員贈賄事件

【協議合意制度に対する裁判所の態度】

司法取引に合意した共犯者の供述の信用性についてはかなり**慎重・消極的**

「なお、本件は、後記のとおり、捜査の過程で、共犯者である判示のJ（以下「J」という。）と捜査機関との間で証拠収集等への協力及び訴追に関する合意（以下「司法取引」という。）がなされた事案であり、本件公判においても、Jの供述や、Jを通じて収集されたり存在が明らかにされたとうかがわれる各種の証拠が、取り調べられている。このような経緯を踏まえ、Jの**供述のうち、客観的な裏付けを欠き、争われている部分については、信用性判断に際して相当慎重な姿勢で臨む必要があると考えられ、極力、争点における判断材料として用いないこととし、**以下では、客観的な裏付け証拠があるか、当事者間で争いが無いなど、動かし難い事実関係を中心にして、争点を検討することにした。」（③事件の第一審判決）

→検察側の希望を受けて導入したものの、裁判所の運用（事実認定・証拠評価）において骨抜きにされている印象。

→弁護士の立場からすると、協議合意制度を使用しない事件における共犯者の供述（特に捜査機関における密室の取り調べで得られた供述）の信用性について裁判所が慎重に判断していないことの方が問題とも思われる。実質的には協議合意制度に近いことを行いながら（プレサンス事件ご参照）、それが表に出ず供述の信用性が安易に認められていないか。

→とかけのしっぽ切りとの見方、共犯者の引っ張り込み（巻き込み）の危険という負の側面もありながら、プロセスを重視し、会社としては選択肢の1つとして活用すべきという意見も。ただ、現状の裁判所の態度からすると検察が適用するメリットは少ないか。

Ⅲ 刑事事件に対処する際に持つておくべき視点

◆ 罪証隠滅と誤解され得る行為を厳に慎む

→ 口裏合わせ× 証拠隠滅×

→ 罪証隠滅行為自体を発見して有罪立証に利用する目的有

※ただし、適切な防御のためのデータのバックアップは行う。

◆ 適切な防御を行う

→ 捜査機関が当該業界・実務に詳しいわけではない可能性

合法・非合法の曖昧さ、業界の慣行、法令の専門家の意見書

→ 諦めない姿勢（×執行猶予なら認めよう ×後で訂正できる）

c f 上流と下流